

景観形成重点地区（大谷地区）について

1 背景と目的

大谷地区は、全国にも他に例をみない大谷石の奇岩群や、採掘跡を残す岩肌など、特徴的で魅力ある景観を有しており、大谷石文化の日本遺産への認定などにより、観光・産業が活性化している。

本市におきましても、平成30年3月に「大谷地域振興方針」を策定し、様々な取り組みを実施しており、今後、当地区のまちなみに変化していく中においても、地域の個性や特色を守るとともに、観光拠点としての魅力を高め、愛着を持って暮らしていけるような景観を保全・創出するため、景観計画に基づく「景観形成重点地区」に指定するものである。

2 大谷地区における取組みについて

平成30年 3月	「大谷地域振興方針」の策定（H30.4～）	参考資料2参照
平成30年 10月～	「大谷地区景観づくり推進協議会」設立（H30年度計4回開催）	
平成31年 3月	「大谷地区景観づくり指針」作成（協議会）	参考資料3参照
令和元年 5月	第5回大谷地区景観づくり推進協議会 ⇒ 地区指定に取り組むエリアの選定、部会設立（計4回開催）	
	8月	第6回大谷地区景観づくり推進協議会 ⇒ 「景観形成重点地区等の景観形成基準（案）」作成（協議会）
令和2年 9月	地元説明会（個別説明会）開催（計4回）	
	10月	素案の縦覧、景観審議会

3 景観形成重点地区（大谷地区）の概要

(1) 対象区域

大谷町、田下町の一部であって、説明資料2に示す区域（約81ha）

(2) 景観形成の目標・方針

【景観形成の目標】

豊かな自然と大谷石文化が織りなす大谷ならではの景観を守り、育む
～行ってみたい、過ごしてみたい、いつまでも暮らし続けたい まちなみの形成～

【景観形成の基本方針】

- ・ 大谷石のまちなみを保全し、観光資源として活用する。
- ・ 大谷石の岩肌の眺望を保全する。
- ・ 大谷石のまちなみに相応しい建物、商業施設、屋外広告物の規制・誘導によりにぎわいを創出する。
- ・ 眺望や魅力的な夜間景観を創出する。

(3) 景観形成基準について **説明資料3**参照

① 行為の制限（建築物・工作物等）

届出対象行為に対する行為の制限は、建築物・工作物等の形態や色彩、敷地の境界部、設備機器、太陽光発電施設・緑化等について、景観形成基準を設ける。

※色彩については、**別表1**参照

② 屋外広告物の制限

屋外広告物の表示に関する制限は、共通基準として、意匠（形態、色彩等）、配置・位置等、種類別基準として、屋上広告物や独立広告物、壁面広告物、突出広告物等の面積・高さ・色彩等について、景観形成基準を設ける。

※色彩については、**別表2**参照

(4) 良好な景観のための行為の制限

① 景観法に基づく届出対象行為

種別	届出対象
建築物の新築，増築，改築若しくは移転	建築確認が必要なもの
工作物の新設，増築，改築若しくは移転	建築確認が必要なもの
建築物及び工作物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更	変更の範囲が建築物，工作物の全体の2分の1を超えるもの
都市計画法で規定する開発行為	当該行為の土地の区域の面積が10,000㎡(1ha)を超えるもの

※ 経過措置

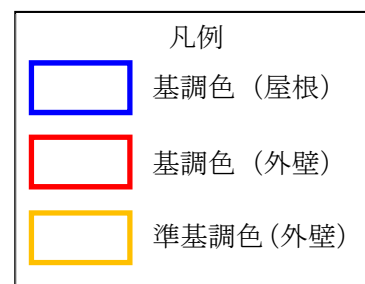
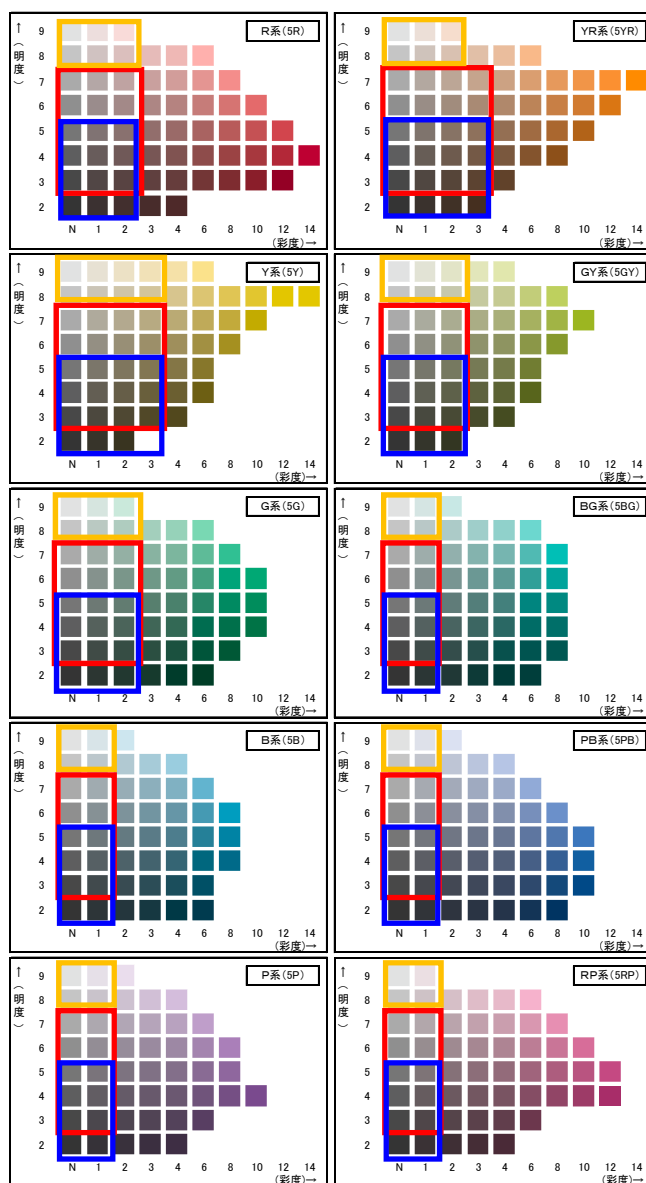
景観形成重点地区指定の時点で、すでに建設されている建築物・工作物については、建替え・修繕、色の塗替えなどの際に届出対象となり、景観形成基準が適用される。

4 今後のスケジュール

令和2年10月29日	宇都宮市景観審議会
11月	景観計画の変更
12月	宇都宮市景観条例改正
令和3年 1月～	条例公布
2月～	条例施行

別表1 建築物の色彩基準

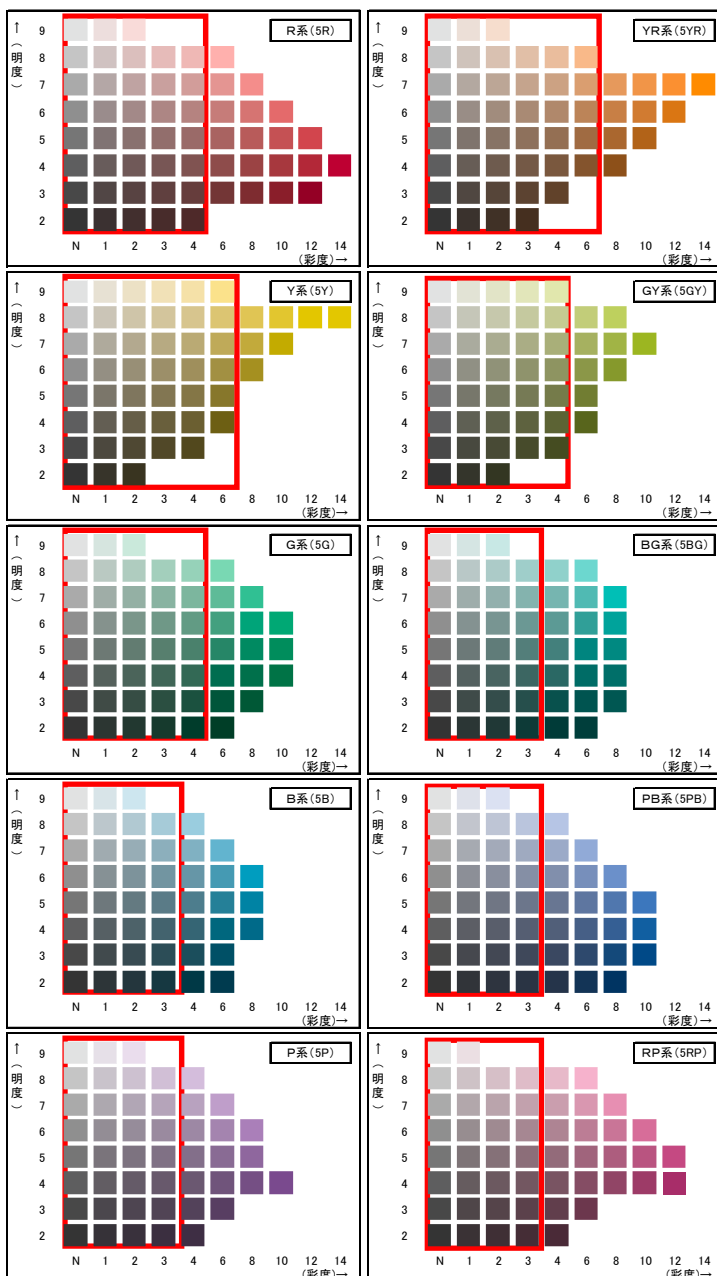
区分	色相	明度	彩度
基調色 (屋根)	Y R (黄赤), Y (黄)	5 以下	3 以下
	R (赤), G Y (黄緑), G (緑)	5 以下	2 以下
	上記以外の色相	5 以下	1 以下
基調色 (外壁)	Y R (黄赤), Y (黄)	3 以上 7 以下	3 以下
	R (赤), G Y (黄緑), G (緑)	3 以上 7 以下	2 以下
	上記以外の色相	3 以上 7 以下	1 以下
準基調色 (外壁)	Y (黄)	8 以上	3 以下
	R (赤), Y R (黄赤), G Y (黄緑), G (緑)	8 以上	2 以下
	上記以外の色相	8 以上	1 以下



- ※ 基調色 (屋根) の無彩色については、明度 5 以下とする。
- ※ 基調色 (外壁) の無彩色については、明度 3 以上 7 以下とする。
- ※ 準基調色 (外壁) の無彩色については、明度 8 以上とする。
- ※ 基調色とは、屋根の概ね全体、外壁の概ね 3 / 4 を超える割合で使用する色彩とする。なお、外壁に自然素材を使用する場合は、基調色の割合に含む。
- ※ 準基調色とは、外壁の 1 / 4 以下の割合で使用する色彩とする。なお、準基調色の割合のうち、アクセントカラー (準基調色の適用範囲を超える色彩) として、外壁の 1 / 20 以下の範囲において用いる場合は、この限りではない。

別表2 屋外広告物の色彩制限

区分	色相	明度	彩度
大谷地区	Y R (黄赤), Y (黄)	—	6 以下
	R (赤), G Y (黄緑), G (緑)	—	4 以下
	上記以外の色相	—	3 以下



- ※ ただし、地色の1/3以内で使用する場合、この限りではない。
- ※ 文字、社章等については、この限りではない。
- ※ 無彩色については、制限を設けない。